

鏡石駅に設置するデジタルサイネージ広告募集要項

1 趣旨

鏡石町においては、新たな財源確保及び経費削減を図り、地域経済の活性化及び町民サービスの向上に資する目的で町資産への広告掲載を行っているが、その一環として鏡石駅に設置するデジタルサイネージ（以下、「デジタルサイネージ」という。）に広告を掲載する事業者を募集する。

2 募集内容

(1) 広告の種類及び掲載の位置

掲載する広告は、静止画の放映又は動画の放映とし、町がデジタルサイネージ上で放映する動画等の間に入れることとする。なお、広告の放映する順番は町が指定する。

(2) 広告内容

広告主及び広告内容については、鏡石町広告掲載要綱（平成30年規程第1号）（以下、「掲載要綱」という。）並びに鏡石町広告掲載基準（以下、「掲載基準」という。）に定めるものとする。

(3) 広告規格

ア 静止画広告データは、Ai 形式又は PDF 形式で作成すること。

イ 動画広告データは、MP4 形式で作成すること。

ウ 静止画及び動画広告データの画面構成比率は、幅 16、高さ 9 の縦横比で作成すること。

エ 動画広告データは、30 秒以内で作成すること。

(4) 広告の表示

掲載内容が、広告であることを明確にするため、広告にはその上部に、通常その広告を見る位置から認識できる文字で広告と表示し、これを枠で囲まなければならない。

(5) 掲載期間

掲載期間は、原則、月の初日からその月の末日までの1か月を単位（31日単位）とする。ただし、更新は妨げない。

また、掲載開始及び終了の時間は、当該月の初日及び末日中で、町がその都度設定する。ただし、その日が次のいずれかに該当する場合は、その日以降最初の平日を掲載開始日及び終了日とする。

ア 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日

(6) 掲載募集枠

募集は5枠とし、申込先着順に選定する。ただし、町長が必要と認めた場合は、募集枠を増やすことがある。

なお、同一の広告掲載希望者が申し込むことができる広告は、1月につき1枠を限度とする。

3 応募方法等

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たす場合に限り、申込をすることができる。

ア 鏡石町の町税を滞納していない者（納税義務がある場合のみ）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きをしていない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びそれらに準ずる業者でない者

エ その他、掲載基準第6条各号のいずれにも該当しない者

(2) 応募期間

応募期間は随時とし、受付は土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 提出書類

ア 鏡石駅に設置するデジタルサイネージ広告掲載申請書（第1号様式）

※新規申請の場合

イ 鏡石駅に設置するデジタルサイネージ広告掲載継続申請書（第2号様式）

※継続申請の場合

ウ 鏡石駅に設置するデジタルサイネージ広告案（書面）

※継続申請で広告案に変更がない場合は提出不要

(4) 提出場所

鏡石町勤労青少年ホーム 産業課振興グループ

TEL. 0248-62-2118

4 広告掲載料

広告掲載料は、別添のとおりとする。

5 広告掲載の決定

- (1) 町長は、広告掲載の申し込みがあったときは、承認の可否を決定し、当該申し込みを行った者に決定の内容を通知しなければならない。また、必要に応じて、掲載要綱第7条に規定する鏡石町広告審査委員会に諮り、広告掲

載の可否を決定することができる。

- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載申込者に広告掲載審査結果通知書（第3号様式）により通知する。

6 広告原稿の作成及び提出

広告を掲載する旨の決定通知を受けた広告主は、掲載する広告を作成し、町が指定する期日までに、本要項で指定する規格で作成した広告（電子データ）を提出すること。

7 広告掲載料の納付

広告主は、広告掲載審査結果通知を受理した後において、町が指定する期日までに、広告掲載料を納付すること。

8 広告内容、デザイン等の変更協議

- (1) 広告掲載後における広告内容及びデザインの変更は原則として認めない。

ただし、リンク先の変更又は町長がやむを得ない理由があると認めるときは変更を認める。

- (2) 広告主は、変更を希望するときは、町と事前に協議すること。

9 広告掲載の取り消し

町は、広告を掲載した後において、掲載要綱第9条のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、掲載した広告を削除することがある。これにより、広告主及びその関係者に生じる損害に対して、町は一切その責任を負わない。

10 広告掲載の取り下げ

広告主は、自己都合により、広告掲載を取り下げるときは、書面により町へ申し出ること。

11 広告掲載料の返還

町は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

なお、その場合の返還する広告掲載料は、広告の掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額額の総額とし、利子は付さないものとする。

ただし、広告主の自己都合による広告掲載料の取り下げの場合は、返還しない。

12 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならないものとする。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- (4) 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならないものとする。
- (5) 広告主は、広告掲載取り消しの場合において、その責めに帰すべき理由により、町に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

13 免責事項

システム障害及び保守点検の業務停止等により広告掲載を行わなかったとき、又はそれにより広告主が損害を受けたときにおいて、町は、広告主に対してその責を負わないものとし、広告掲載料の返還、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

附 則

この要項は、令和7年5月1日から施行する。

別表（４ 広告掲載料関係）

種 別	放映時間	広告掲載料（１月）
静止画広告	2 0 秒	5， 0 0 0 円
動画広告	3 0 秒以内	1 0， 0 0 0 円